## バス事業のあり方検討会 第1回議事概要

日 時: 平成22年12月24日(金) 13:30 ~ 15:30 場 所: 中央合同庁舎7号館(金融庁) 9階 共用会議室1(903)

竹内委員を座長に選任することについて一同了承。事務局より資料説明、関係団体からの説明の後、検討の視点等について質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- 安全確保の観点から参入規制の見直しも検討すべきではないか。
- 経済的規制の枠組みを改めれば、社会的規制や安全規制に関する議論も必要では ないか。
- 利用者は高速路線バスと高速ツアーバスの違いを認識していない。法律の中で維持しなければならない部分と変えなければならない部分を明確にするとともに、利用者の観点からの議論も必要ではないか。
- 乗合と貸切の区分等を含め、現在のバス規制の内容が世の中の二一ズ、状況に合っておらず邪魔をしている。規制緩和に伴い安全確保は益々必要であるため、監査などのあり方についても視野に入れた検討が必要ではないか。
- 乗合と貸切の定義や事業区分のあり方を明確化した上で、乗合と貸切の許可のあり方を検討すべきではないか。
- 乗合と貸切の区分に限らず、地方と都市や公営と民営に係る整理も必要ではないか。
- 公正な競争ができる土俵をつくるための法改正が必要ではないか。
- バス業界の健全な発展のためには、新たな公平なルールの制定が重要ではないか。
- 新たなルールを考えるには、事業者の性格と業態、制度を切り離して考えるべきであり、ツアーバス形式、路線バス形式の長所・短所を出し合い、1つのルールとするのか2つのルールとするのかについて議論することが必要ではないか。
- 地域の公共交通の確保は、交通基本法や生活交通サバイバル戦略予算で明確にすべき。事業者にとって使いやすく利用者にとって都合のよい仕組みにするべきではないか。
- 企画と運行の分離は必然的に広がっているが、安全に対する責任の所在が曖昧なのが問題。安全に対してコストを払うという付加価値を利用者が感じていない。高速路線バスの規制を柔軟にしながら、安全を担保できる仕組みを考えるべきではな

いか。

- 停留所・駐停車場所の問題や運転者の乗務時間等の問題は、道路運送法上の問題なのか道路交通法などの他法令上の問題なのかを整理し、その上で、それぞれの制度を厳格に適用することで解決することなのか、どの法令の改正が必要なのかの整理が必要。新規参入の規制で解決するのか。適正化しなければならない部分は直接適正化すべきではないか。
- 公平な制度の確立は全員が望んでいること。公正な競争のための制度の見直しが 必要。高速バスとローカル路線の機能の明確化、公営と民営の立場・考え方、都市 間と地域内のバスの役割等の整理も必要ではないか。